

貸借対照表

2025年 3 月 31 日 現在

株式会社西武不動産ビルマネジメント

(旧社名 株式会社西武 S C C A T)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,788,008,540	流 動 負 債	948,432,063
現 金 及 び 預 金	219,989,399	買 掛 金	549,882,201
売 掛 金	815,756,782	工 事 未 払 金	33,020,916
完 成 工 事 未 収 入 金	37,840,000	未 払 金	228,504,508
未 収 金	8,230,033	未 払 費 用	8,884,623
短 期 貸 付 金	660,000,000	未 払 法 人 税 等	625,000
貯 蔵 品	2,151,120	未 払 消 費 税	45,864,100
未 成 工 事 支 出 金	672,683	預 り 金	30,143,415
前 払 費 用	41,684,070	賞 与 引 当 金	51,507,300
そ の 他	1,684,453	固 定 負 債	69,253,363
固 定 資 産	65,004,567	退 職 給 付 引 当 金	68,078,363
有 形 固 定 資 産	10,270,567	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,175,000
建 物	4,406,419	負 債 合 計	1,017,685,426
構 築 物	3	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	5,864,145	株 主 資 本	835,327,681
無 形 固 定 資 産	8,250,500	資 本 金	30,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	7,602,500	利 益 剰 余 金	805,327,681
電 話 加 入 権	648,000	利 益 準 備 金	7,500,000
投 資 そ の 他 の 資 産	46,483,500	そ の 他 利 益 剰 余 金	797,827,681
繰 延 税 金 資 産	46,158,000	別 途 積 立 金	560,727,564
敷 金 差 入 保 証 金	297,000	繰 越 利 益 剰 余 金	237,100,117
そ の 他	28,500	純 資 産 合 計	835,327,681
資 産 合 計	1,853,013,107	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,853,013,107

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 . . . 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	. . .	8年	～	10年
構築物	. . .	10年		
工具器具備品	. . .	2年	～	10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア . . . 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、算定方法は簡便法を採用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、株式会社西武不動産(旧社名:株式会社西武リアルティソリューションズ)や西武グループの建物及び建物内外の設備管理業務、保安警備業務、環境衛生業務、建設業務(施設維持管理)等を受託することにより収益を獲得しております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対し課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	600	—	—	600